府 食 第 ６ ６ １ 号
令 和 ８ 年 １１ 月 １８ 日

厚生労働大臣
上野　賢一郎　殿

食品安全委員会
委員長　　祖父江　友孝

食品安全基本法第 11 条第１項第１号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和８年 11 月 11 日付け厚生労働省発健生 1111 第３号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 51 条第１項の規定に基づく食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）別表第 17 の基準の改正については、営業者による都道府県知事等への健康被害情報の提供等に関するものであり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第１項第１号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。